

旧港島クリーンセンター
解体撤去工事に係る業務委託

落札者決定基準

令和4年5月

神戸市

【 目 次 】

第 1 審査の概要	1
1 落札者決定基準の位置付け	1
2 審査方法の概要	1
3 評価委員会の設置	1
4 審査の流れ	1
5 落札者の決定	2
6 提案内容の位置づけ	2
第 2 第一次審査	3
第 3 第二次審査	3
1 入札価格の確認	3
2 定量評価項目に係る審査	3
3 定性評価項目に係る審査	4
第 4 総合評価	7
1 総合評価の手順	7
2 総合評価点の計算式	7

第 1 審査の概要

1 落札者決定基準の位置付け

本書は、神戸市環境局（以下「本市」という。）が、旧港島クリーンセンター解体撤去工事に係る業務委託（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、最も優れた提案を審査し選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、本工事の入札参加希望者を対象に配布する「入札説明書」と一体のものである。

2 審査方法の概要

本市は、本業務に設計・施工一括発注方式を導入することによって、事業者の技術やノウハウを活かし、環境への配慮、業務費の縮減、効率化及び工期短縮を図ることを目指している。そこで、事業者の選定については、競争性の確保と事業者の提案を幅広く取り入れる観点から、総合評価一般競争入札方式を採用する。

3 評価委員会の設置

本市は、総合評価一般競争入札方式の実施にあたり、学識経験を有する者から意見を聴取し公平な評価基準を決定するとともに、「旧港島クリーンセンター解体撤去工事に係る業務委託に関する総合評価一般競争入札方式実施に伴う評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により、5人以上の評価委員が入札参加者の提案内容に対して客観的に評価を行い、落札者を決定する。

4 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとし、入札参加者の資格要件を確認する第一次審査と、第一次審査を合格した入札参加者の提案内容、業務遂行能力および入札価格を審査する第二次審査を実施する。第一次審査は、入札参加者について書類審査によって第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定する。

なお第二次審査に第一次審査の結果は影響しないものとする。

第一次審査	資格要件に係る審査
第二次審査	提案内容の定性評価項目に係る審査および入札価格の定量評価によって総合評価審査を行う。

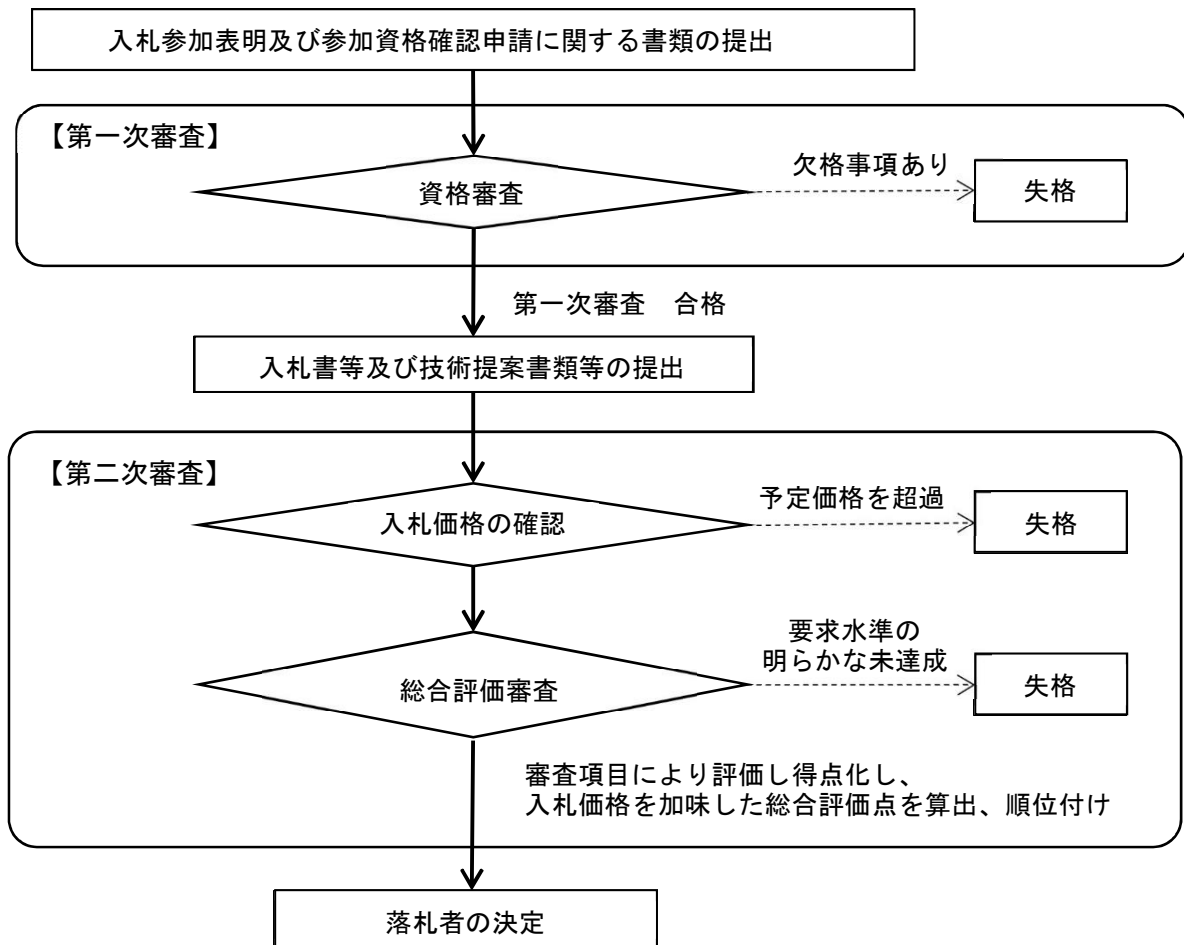


図 1 審査の流れ

5 落札者の決定

第一次審査に合格した入札参加者から提出された入札書等及び技術提案書類等の内容について、第二次審査として本書に基づき評価・得点化を行い、得点の最も高い提案をした入札参加者を落札者として選定する。

第二次審査に進んだ入札参加者が1者であった場合には、当該入札参加者から提出された入札書等及び技術提案書類等の内容を審査し、入札価格の予定価格超過や要求水準の明らかな未達成等の失格要件に該当せず、「第3 3 定性評価項目に係る審査」に定められた方法による得点化において、定性評価項目審査の点数が20点以上であれば、当該入札参加者を落札者として選定する。

6 提案内容の位置づけ

本業務では、総合評価一般競争入札方式において、提案内容が入札書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本業務の契約上の拘束力を有することに留意すること。

(1) **定性評価項目に係る審査の扱い**

定性評価項目に基づく審査では、要求水準以上の提案が具体的に示されている内容について得点が付与される定性評価を行う。このため、落札者が提案した提案内容が、委託契約で定める業務水準となることに留意すること。

(2) **審査段階の意見の扱い**

審査段階において、入札参加者からの提案内容に対して本市から意見が出される場合がある。この場合、委託契約の締結の段階で、落札者は本市が提示した意見を、業務の内容に反映させるために、可能な限り配慮しなければならない。

第 2 第一次審査

書類審査により、参加資格要件の確認を行い、本業務への入札参加資格要件の審査を行う。参加資格要件を備えていない場合は失格とする。

なお、提出された書類に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

第 3 第二次審査

入札参加者から提出された入札書等及び技術提案書等を審査する。

なお、入札参加者から提出された入札書等及び技術提案書類等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別のヒアリングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、入札書等及び技術提案書類等における提案内容と同様の扱いとし、本業務の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

1 入札価格の確認

入札参加者が入札書等に記載した入札価格が、本市の設定する予定価格（入札説明書を参照。）を超えていないことを評価委員以外の本市職員が確認する。

入札価格が予定価格を超えている場合、その入札参加者は失格とする。

2 定量評価項目に係る審査

定量評価項目の得点は、以下の計算式により付与する。

$$\text{定量評価点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \times 40 \text{ 点}$$

3 定性評価項目に係る審査

入札参加者の提案内容について、審査基準に基づき定性評価項目に係る審査を行う。なお、提案内容が明らかに要求水準を満たしていないと判断した場合には、その入札参加者は失格とする。

定性評価項目に係る審査の配点は60点として、次の「表1 定性評価項目及び配点」に示す定性評価項目及び配点に従い、入札参加者の提案内容について定性評価し得点化する。総合評価審査の配点は定量評価（入札価格）40点、定性評価60点の計100点とする。

表1 定性評価項目及び配点（定性評価点）

No	定性評価項目	配点
1	企業の技術力	10点
2	地域貢献	14点
3	技術提案	36点
		合計 60点

(1) 定性評価項目の審査

定性評価項目の審査は、企業の技術力及び地域貢献は「表2 各項目の評価基準及び配点」により得点を付与する。技術提案は「表3 技術提案内容審査基準」の審査項目について、「表4 技術提案審査項目の得点化基準」により得点を付与する。なお、詳細は様式集の各項目の様式を参照のこと。

表2 各項目の評価基準及び配点

評価項目		評価基準	配点	
企業の技術力	① 同種工事の施工実績 過去10年における、処理規模100 t/(日・炉)以上のごみ焼却施設解体工事（一般廃棄物処理施設）の施工実績	4件以上の施工実績あり	2	
		2件以上4件未満の施工実績あり	1	
		上記以外	0	
	② 成績評定 神戸市または公共機関発注工事における工事成績評定	同じ業種に該当する過去5年間の工事成績評定の平均点	80点以上	4
			75点以上 80点未満	3
			70点以上 75点未満	2
			65点以上 70点未満	1
			65点未満または実績なし	0
		過去1年間の工事成績評定	60点未満を取得したことがない	0
		60点未満を取得したことがある	-2	

	③施工能力 過去2年間の神戸市発注工事における事故の有無	SASに登録される事故を起こしていない。	0	
		SASに登録される事故を起こしている。	-1	
		④履行義務違反 過去2年間の神戸市発注工事における総合評価での履行義務違反	履行義務違反がない	0
			履行義務違反がある	-2
		⑤品質管理・施工管理に寄与する規格の取得状況 ISO9001、ISO14001及びKEMS等の取得状況	ISO9001及びISO14001またはKEMSの認証を取得済み	2
			ISO9001・ISO14001・KEMSのいずれかの認証を取得済み	1
	いずれも取得していない。		0	
	配置 予定 技術者 の 能力	① 同種工事の施工実績 監理技術者として、過去10年における、処理規模100 t/(日・炉)以上のごみ焼却施設解体工事（一般廃棄物処理施設）の施工実績	2件以上の施工実績あり	2
			1件以上の施工実績あり	1
			上記以外	0
地域 貢献	①本社等の設置状況 本店及び支店等の設置状況	市内に本社又は本店あり	10	
		市内に支店・営業所あり	5	
		その他	0	
	②地元下請率	下請契約額に占める地元下請契約額の割合が90%以上	2	
		下請契約額に占める地元下請契約額の割合が70%以上 90%未満	1	
		下請契約額に占める地元下請契約額の割合が70%未満	0	
	③災害協定の締結	神戸市と災害協定を締結している又は神戸市地域防災計画における基本協定を締結している団体に入っている	2	
		神戸市と神戸市地域防災計画における基本協定以外の災害協定を締結している団体に入っている	1	
		神戸市と災害協定を締結していない	0	

※各項目の詳細は様式集の各様式による

表 3 技術提案内容審査基準

No	審査項目	配点	審査のポイント・細目配点	主な様式
1	施工計画の妥当性・工期の短縮	10点	除去工事 3点 工場棟解体工事 3点 煙突解体工事 3点 その他解体工事 1点	様式 5-9
2	リスク管理、工事継続性の確保	8点	施工上のリスクの想定・分析及びその対策 3点 緊急時の対応方針や体制・工期遅延防止のための方策 3点 その他リスク管理、工事継続性の確保に関する提案 2点	様式 5-10
3	周辺環境保全、近隣住民への安全対策	10点	騒音対策 2点 振動対策 2点 粉じん対策 2点 近隣住民の安全性確保 2点 その他周辺環境保全、近隣住民への安全対策 2点	様式 5-11
4	解体作業における労働災害防止対策	8点	作業員の転落事故対策 2点 作業員の接触事故対策 2点 煙突・プラント設備等の倒壊による事故対策 2点 その他労働災害防止対策 2点	様式 5-12

表 4 技術提案審査項目の得点化基準

評価	評価基準	点数化の方法
A	具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.0
B	具体的に優れた提案がある	配点×2/3
C	具体的に提案がある	配点×1/3
D	特に要求水準を超える提案がない	配点×0

第 4 総合評価

1 総合評価の手順

「2 総合評価点の計算式」により算出された総合評価点の最も高い者を落札者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、定性評価点の高い者を落札者とし、更に定性評価点と同点である場合には、くじ引きにより落札者を選定する。

2 総合評価点の計算式

総合評価点の算出は、以下の計算式によって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{定量評価点} + \text{定性評価点}$$

得点化の際は、各評価項目（技術提案内容審査については、各細目配点ごと）について、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。